

海外に居住している相続人の国籍に基づく必要書類

海外に居住している相続人が
多国籍
の場合

海外に居住している相続人が
日本国籍
の場合

日本語以外の言語で作成された文書は、**沖縄翻訳**が翻訳をお手伝い！

遺産相続の手続きに必要な書類

- 出生証明書（親子等の相続関係が記載されたもの）
- 帰化証明書
- 居住証明宣誓供述書（在住地の公証人による認証必須）

...等

遺産相続の手続きに必要な書類

- 在留証明書
 - ☑ 日本国籍を保有
 - ☑ 現地滞在から3ヶ月が経過し、現在も居住している
- サイン証明書

※上記証明書は、諸外国在駐の日本大使館・領事館にて取得可能

...等

+

+

上記以外にも、下記 やその他の書類の提出が必要となる場合もあるようです。例としては、

- 身分確認のための
- パスポート
- 住所を確認するための
- 滞在許可証（VISA 等）
 - 現地発行運転免許証
 - 納税証明書

- 滞在開始時期を確認するための
- 賃貸契約書
 - 公共料金請求書

.....等となります

専門家に
相談しましょう

※日本語以外の言語で書かれた書類は、日本語に翻訳しなければならない場合がほとんどのようです。